



2 食生第 251 号
令和 2 年（2020 年）9 月 8 日

庁内集団給食施設所管課（室）長 様

（健康福祉政策課、医療政策課、地域福祉課、健康増進課、介護支援課、障がい者支援課
こども・家庭課、児童相談・養育支援室、私学振興課、保健厚生課）

食品・生活衛生課長

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う
集団給食施設について（通知）

標記について、令和 2 年 8 月 5 日付け菓生食監発 0805 第 3 号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」（以下「厚労省通知」という。）により厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長から、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設（社会福祉施設、保育所などを含む。以下「集団給食施設」という。）を所管する厚生労働省等の関係各課長あてに通知がされたところです。

その内容は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。）の一部改正により、令和 3 年 6 月 1 日以降、集団給食施設については、H A C C P に沿った衛生管理の実施、食品衛生責任者の選任及び営業の届出などが必要になる旨を関係機関又は施設に対して周知等を依頼するものです。

当県では、これまで食品衛生法施行細則（昭和 40 年長野県規則第 59 号）に規定する「営業外食品供与施設開設報告書」などにより、集団給食施設の設置者等から届出をしていただいているところですが、令和 3 年 6 月 1 日以降、改正後の食品衛生法第 57 条第 1 項（営業届）及び同法第 68 条第 3 項（準用規定）の規定により改めて届出が必要になります。その手続き等については下記のとおりとしますので、関係機関又は施設に対して周知等をお願いします。

なお、特段の注意が必要な事項として、病院において調理業務を外部事業者に委託する場合、これまで当県では受託事業者には食品衛生法に基づく飲食店営業の許可の取得を求めておりませんでした。今般の厚労省通知により令和 3 年 6 月 1 日までに飲食店営業の許可を取得することが必要になりましたので、施設を管轄する保健福祉事務所に営業許可の申請手続きをするよう周知をお願いします。

記

1 営業の届出について（令和 3 年 6 月 1 日以降）

集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について、施設

を所管する保健福祉事務所（保健所）に届け出てください（令和3年6月1日時点で稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出てください）。届出の方法等^{※1}につきましては、準備が出来次第、別途通知します。

なお、施設の設置者又は管理者が、調理業務（病院^{※2}の院内調理を含む）を外務業者に委託する場合、受託事業者は飲食店営業の許可が必要です（その場合、上記営業の届出は不要です。）。

別添「集団給食施設における営業届出等の判断フローチャート」を参考にしてください。

※1 営業の届出については、今後、定める様式（営業届1枚）若しくは電子申請システム^{※3}により①届出者の氏名・住所、②施設の所在地・名称、③営業の形態（調理業など）、④食品衛生責任者の氏名などを届出します。これまで食品衛生法施行細則に基づき「営業外食品供与施設開設報告書」の届出及び「食品衛生責任者選任届」の提出に併せてお願いしていた施設の平面図、食品衛生責任者の資格を証明する書類の写し等の添付書類は不要です。集団給食施設の設置者等は、今般の食品衛生法の一部改正により、食品衛生法第57条第1項等の規定により改めて届出が必要になるものです。

※2 病院において調理業務を外務業者に委託する場合、これまで当県では受託事業者には食品衛生法に基づく飲食店営業の許可の取得を求めておりませんでした。今般の厚労省通知により令和3年6月1日までに飲食店営業の許可を取得することが必要になりましたので、特段の注意をお願いします。

※3 食品衛生申請等システムリーフレット (<https://www.mhlw.go.jp/content/000649302.pdf>)

2 HACCPに沿った衛生管理について

(1) HACCPの概念に基づき策定されている「大量調理施設衛生管理マニュアル^{※4}（平成9年3月24日付け衛食第85号別添最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」又は「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号。）に従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は必要はありません。ただし、これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を活用していない施設においては、その活用をするか又は関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書^{※5}を参考にしてHACCPに沿った衛生管理を実施してください。

※4 「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000168026.pdf>)

※5 小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書等（厚生労働省ホームページ HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html)

(2) 食品衛生責任者の選任について

集団給食施設では、食品衛生責任者を1人設置する必要があります。

食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、調理師、栄養士

等のほか、都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者^{※6}を選任することができます。

※6 食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とする。

- ・ 食品衛生法第30条に規定する食品衛生監視員又は第48条に規定する食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- ・ 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法第7条に規定する衛生管理責任者若しくは第10条に規定する作業責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条に規定する食鳥処理衛生管理者
- ・ 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者
(長野県では、(一社)長野県食品衛生協会がこの講習会を実施しています。開催日程等：
<https://npfha.com/managertraining/>)
- ・ すでに「営業外食品供与施設開設報告書」により届出している集団給食施設においては、食品衛生責任者に変更がなければ、引き続き同じ方を食品衛生責任者として選任してください。

3 少数特定の者を対象とする給食施設について

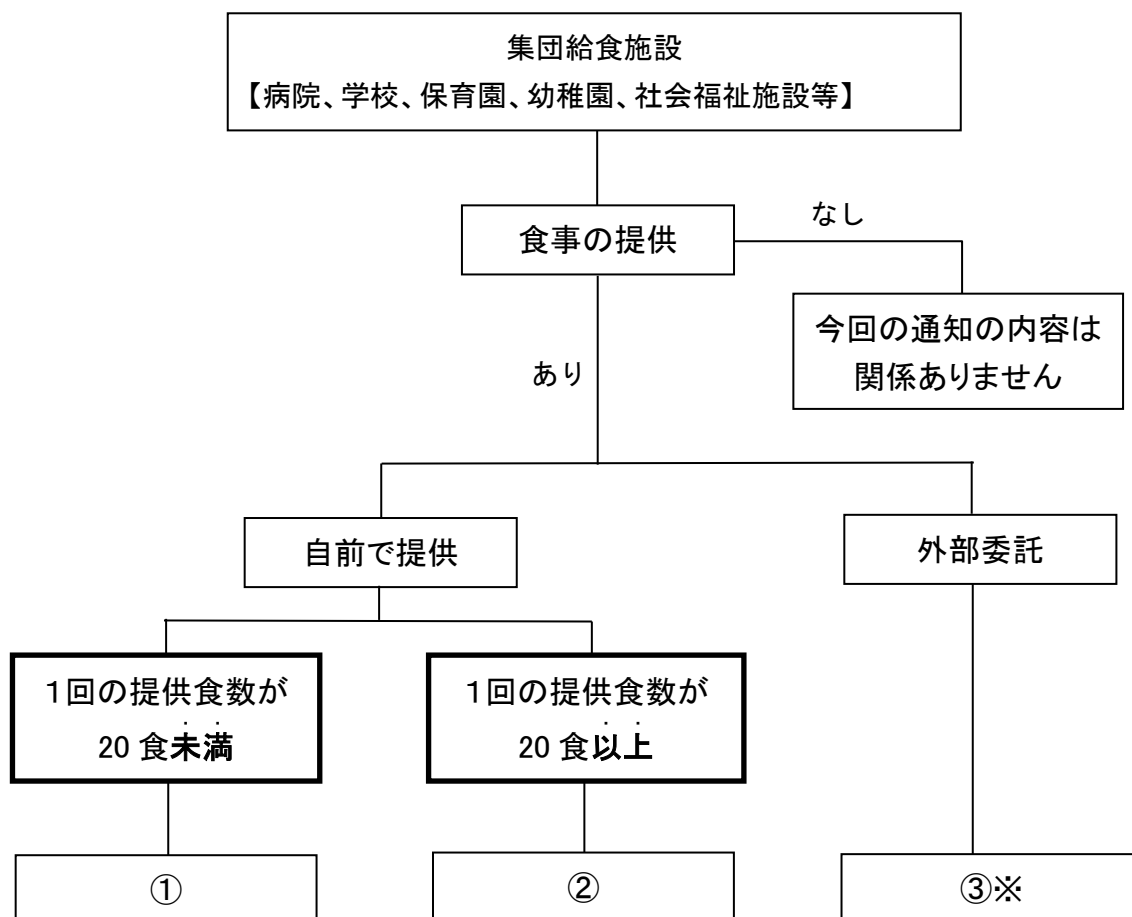
1回の提供食数が20食程度未満の給食施設については、HACCPに沿った衛生管理、食品衛生責任者の選任及び営業の届出の規定は適用されません。

その場合であっても、上記手引書や「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について(平成9年6月30日付け衛食第201号)」^{※7}等を参考に、自主的な衛生管理の徹底及び向上に努めてください。

※7 「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について(平成9年6月30日付け衛食第201号)」
(https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5920&dataType=1&pageNo=1)

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係 (課長) 吉田 徹也 (担当) 高井 剛介 電話：026-235-7155 (直通) F A X：026-232-7288 防災電話：8-231-2658 E-mail：shokusei@pref.nagano.lg.jp

集団給食施設における営業届出等の判断フローチャート



	許可	届出	HACCPに沿った 衛生管理	食品衛生責任者
①	×	×	×	×
②	×	○	○	○
③	○	×	○	○

○必要 ×不要

※病院の給食施設における調理業務の外部委託について

- ・ 従来、外部委託でも許可が不要な場合がありましたが、食品衛生法の改正により、外部委託の場合はすべての施設で許可が必要となります。
- ・ 詳細等については、保健福祉事務所（保健所）へお問い合わせください。